

# 守山市中心市街地活性化基本計画



守山市歴史文化まちづくり館（愛称：守山宿・町家“うの家”）

滋賀県守山市  
平成27年4月

平成27年3月27日認定

平成27年11月27日変更

平成28年11月29日変更

平成29年7月28日変更

平成29年11月28日変更



## 目 次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 守山市の概要	1
[2] 中心市街地の概況	5
[3] 中心市街地の現状分析	12
[4] 中心市街地の活性化に向けたこれまでの取り組みと評価	23
[5] 地域住民のニーズ等の把握	39
[6] 中心市街地の活性化に向けた課題の整理	48
[7] 中心市街地活性化の基本方針	52
2. 中心市街地の位置及び区域	56
[1] 位置	56
[2] 区域	57
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	59
3. 中心市街地の活性化の目標	66
[1] 中心市街地活性化の目標	66
[2] 計画期間	70
[3] 数値目標	71
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	81
[1] 市街地の整備改善の必要性	81
[2] 具体的事業の内容	82
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	86
[1] 都市福利施設を整備の必要性	86
[2] 具体的事業の内容	87

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	91
[1] 街なか居住の推進の必要性	91
[2] 具体的事業の内容	92
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	97
[1] 経済活力の向上の必要性	97
[2] 具体的事業等の内容	98
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	110
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	110
[2] 具体的事業の内容	111
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	112
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	114
[1] 市町村の推進体制の整備等	114
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	121
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	125
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	135
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	135
[2] 都市計画手法の活用	135
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	136
[4] 都市機能の集積のための事業等	142
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	143
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	143
[2] 都市計画との調和等	145
[3] その他の事項	145
12. 認定基準に適合していることの説明	146